

県所管障害福祉サービス等事業所 管理者 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格の管理について（通知）

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）については、令和元年度に研修制度の見直しが行われ、5年度毎の各年度末までに更新研修を受講することとされています。また、その際、下記のとおり経過措置が講じられ、経過措置期間中はサービス管理責任者等として業務に従事することが可能とされました。

また、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた事業所は、県へ協議のうえ、事由の発生日から1又は2年間、実務経験者をみなし配置することができます。

今般、複数の事業所において、経過措置期間中に研修の受講を失念し、サービス管理責任者等の資格を失効しているにもかかわらず、その後も業務に従事していたため、減算が発生する事例が認められました。

各事業所におかれては、同様の事態が発生していないかを確認いただくとともに、従事者の資格の管理を徹底してください。また、やむを得ない事由によりみなし配置している事業所におかれては、みなし配置期間を確認のうえ、有資格者の配置に向けて努めていただきますよう、よろしくお願いします。

記

1 経過措置

対象者	経過措置期間
平成31年3月31日において、旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済みの者	令和6年3月31日まで
基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者（R1～R3の基礎研修修了者に限る）	基礎研修修了者となった日から3年を経過するまでの間

2 サービス管理責任者等が不在となった場合の対応

別紙のとおり（令和6年度集団指導資料 抜粋）

障害福祉課 事業所指導係			
担当係長	垣本	担当	島田
連絡先	058-272-1111（内線3490）		

サービス管理責任者等の不在

○サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が退職し、サービス管理責任者等が不在となる。求人募集はしているが、まだ、決まっていない。

●新規の利用は？

→個別支援計画等を作成できないため、新規の利用は控える。

●個別支援計画の見直しは？

→個別支援計画の作成は、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)が行うため、見直しが必要となった月以降当該状態が解消されるに至った月の前月まで個別支援計画未作成減算となる。

●基本報酬は？

→人員基準を満たしていない月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)欠如減算となる。

●事業所の開設は？

→長期間にわたる場合は、休止も検討する。

※ 人員欠如減算・個別支援計画未作成減算の減算割合は、平成30年4月の報酬改定で変更されているため留意すること。

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者が不在となった場合、速やかに、障害福祉課へ連絡するとともに、必要な届出を行うこと。